

令和3年度 有料老人ホーム集団指導

池田市・箕面市・豊能町・能勢町
広域福祉課 介護事業者グループ

目次

- ◆ 有料老人ホーム設置運営指導指針について
 - 令和3年度改正内容
 - 特にご留意いただきたい事項
- ◆ 有料老人ホーム設置後の各種届出等
 - 変更の届出
 - 有料老人ホーム情報の報告及び公表
 - 事故の報告
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関して

有料老人ホーム設置運営指導指針について

池田市・箕面市・豊能町・能勢町有料老人ホーム設置運営指導指針は、箕面市ホームページに掲載しています。

有料老人ホームの設置の届出について

有料老人ホームとは、入居人数にかかわらず高齢者を入居させ、食事の提供、入浴、排せつ若しくは食事の介護、洗濯・掃除等の家事又は健康管理の内、少なくとも一つのサービスを提供する施設であって、老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター）やグループホーム（認知症対応型老人共同生活援助事業）等でない居住施設です。これに該当する施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条1項の規定により、あらかじめ、施設を設置しようとする所在地の市長・町長への届出が必要とされています。

詳しくは下記の有料老人ホーム設置運営指導指針でご確認ください。なお、内容については池田市、箕面市、豊能町、能勢町とも同じものとなっております。

事業者の皆様におかれましては、有料老人ホーム開設時よりもより事業開始後においても、本指針に定める基準を満たすだけでなく、より安全・安心なサービスを提供し、高齢者の暮らしを支援できるよう、ご協力をお願いいたします。

- [池田市有料老人ホーム設置運営指導指針 \(PDF: 288KB\)](#)
- [箕面市有料老人ホーム設置運営指導指針 \(PDF: 288KB\)](#)
- [豊能町有料老人ホーム設置運営指導指針 \(PDF: 288KB\)](#)
- [能勢町有料老人ホーム設置運営指導指針 \(PDF: 288KB\)](#)

2市2町共通【別表】有料老人ホームの類型及び表示事項 [\(PDF: 88KB\)](#)

必ずご確認ください

(箕面市ホームページ > 組織のご案内 > 健康福祉部 > 広域福祉課
> 有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等)

令和3年度指針改正の概要

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し

- 令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるよう改正

書面規制、押印、対面規制の見直し

- 利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、指導指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができるよう改正

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し①

感染症や災害への対応力強化

・感染症対策の強化（指針10 (7)）

- ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から以下の取組を規定
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（6月に1回以上）及び周知
 - ・ 感染症及びまん延の防止のための指針の整備
 - ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的実施

・業務継続に向けた取組の強化（指針10 (5)）

- ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から以下の取組を規定
 - ・ 業務継続計画の策定及び周知（※業務継続計画とは、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）
 - ・ 研修及び訓練の定期的実施
 - ・ 定期的な見直し

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し②

感染症や災害への対応力強化

・非常災害対策の強化（指針 10 (6)）

- ・ 非常災害対策の強化の観点から以下の取組を規定するとともに、災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを規定
- ・ 非常災害に関する具体的な計画の策定及び定期的な周知（※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）
- ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備及び定期的な周知
- ・ 避難、救出その他の必要な訓練の定期的実施
- ・ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し③

職場環境の改善に向けた取組の推進

- **ハラスメント対策の強化（指針9(3)二）**
 - 適正なサービスの提供を確保する観点から、適切なハラスメント対策の実施を規定
 - 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発
 - 相談窓口の設置（相談担当者の決定）
 - カスタマーハラスメント（入居者やその家族等からの著しい迷惑行為）の防止のための体制整備

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し④

認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- **認知症介護基礎研修の受講の義務づけ（指針9(2)二）**
 - 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため以下の措置を規定
 - 介護に直接携わる職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置の実施（※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護員養成研修修了者は除く）

令和3年度介護報酬改定を踏まえた見直し⑤

高齢者虐待防止の取組の推進

- **高齢者虐待防止の推進（指針 11 (4))**
 - 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から以下の取組を規定
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及び周知
 - 虐待の防止のための指針の整備
 - 虐待の防止のための研修の定期的実施
 - 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

書面規制、押印、対面規制の見直し

業務負担軽減の推進

- **電磁的記録の方法による書面の代替、交付（指針16 (1)・(2)）**
 - 文書負担軽減や手続きの効率化による業務負担軽減の観点から以下のとおり規定
 - 書面で作成、保存等を行うことが指導指針で規定又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により作成等が可能（※交付等を行う書類は除く）
 - 交付、説明、同意、承諾等を書面で行うことと指導指針で規定又想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により交付等が可能

その他の主な改正①

安否確認等の徹底

- **入居者の安否確認や状況把握の実施方法の明確化（指針11(1)七）**
 - 入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、以下の取組を規定
 - 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること

契約に当たっての留意事項

- **個人の根保証契約を行う場合の極度額の設定の追加（指針14(2)七）**
 - 民法改正による極度額の設定について規定
 - 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと

その他の主な改正②

リスクマネジメントの強化

- **事故発生の防止のための対応（指針14(8)四）**
 - 事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から以下の取組を規定
 - 事故発生の防止のための研修の定期的実施
 - 以下の措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (1)事故発生の防止のためのマニュアルの整備
 - (2)事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制の整備
 - (3)事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施

◎経過措置

- 認知症介護基礎研修の受講、業務継続計画の策定、衛生管理等、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催については、令和6年3月31日までは努力義務
- 認知症介護基礎研修の受講については、新たに採用した職員については採用後1年間の猶予期間

指針 9 職員の配置、研修及び衛生管理等

- (1) 職員の配置
 - 三 入居者の実態に即し、夜間の介護及び緊急時に対応できる職員体制とし、**昼夜を問わず1名以上の職員が常勤していること**。ただし夜間においては宿直体制を否定するものではない。これによりがたい場合は、市（町）長と協議すること。

指針 9 職員の配置、研修及び衛生管理等

- (2) 職員の研修及びマニュアル
 - 三 マニュアル
 - 施設サービスの質の確保及び向上のため、**マニュアル（身体拘束廃止、虐待防止、災害（火災・地震・風水害）対策、感染症対策、食中毒対策、事故防止、苦情処理等）を備えるとともに、職員に周知徹底を図ること**。

指針 10 有料老人ホーム事業の運営

- (1) 管理規程の制定
 - 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応及び有料老人ホームで生活を営むために必要な規則などを明示した管理規程を設けること。なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。

指針 10 有料老人ホーム事業の運営

- (4) 個人情報の取り扱い
 - (2)の名簿及び(3)の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日・個人情報保護委員会・厚生労働省）」並びに、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守すること。
 - イ 設置者（受託業者等も含む。）は、サービスの提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさないこと。また、入居契約完了後においても、上記の秘密を保持すること。
 - ロ 設置者（受託業者等も含む。）は、職員の就業中はもとより退職後も上記の秘密を保持する雇用契約を職員と締結すること。
 - ハ 設置者（受託業者等も含む。）は、サービス担当者会議等において入居者及び家族等の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得ること。

指針 10 有料老人ホーム事業の運営

- (9) 医療機関等との連携
 - ホ **入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。**協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。
 - ヘ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。
- (10) 介護保険サービス事業所との関係
 - ロ **入居者の介護保険サービスの利用にあっては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。**
 - ハ 入居者が希望する介護保険サービスの利用を妨げないこと。

指針 10 有料老人ホーム事業の運営

- (10) 介護保険サービス事業所との関係
 - ニ 訪問介護事業所、通所介護事業所等の介護保険サービス事業所が併設している場合は、次のとおりとすること。
 - ① **各事業所における人員配置、事務スペース、運営、サービスの提供及び書類の保管等が明確に区分されていること。**
 - ② 入居者が安心、安全、快適に生活を営むことができるよう、プライバシーの確保及び感染症対策等を徹底すること。なお、各事業所の玄関については独立して設置することが望ましい。

指針 10 有料老人ホーム事業の運営

- (11) 運営懇談会の設置等
 - 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、**運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置**し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族等との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者及び家族等への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。
 - イ～ニ （略）
 - ホ 運営懇談会の議事録を作成し、入居者及び家族等にこれを報告するよう努めること。

指針 11 サービス等

- (1) 十 家族又は身元引受人等への連絡等
 - イ 入居者の生活において必要な場合には、**家族又は身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに**、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとること。
 - ロ 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族又は身元引受人等へ定期的に報告すること。

指針 11 サービス等

- (1) 十一 金銭等管理
 - イ **入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。**ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であって、家族又は身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。
 - ロ **設置者がやむを得ず入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人、家族又は身元引受人等への出納簿等による定期的報告等を管理規程等で定めること。**なお、上限額についても定めるよう努めること。
 - ハ 出納簿の確認は、定期的（月1回程度）に複数職員で確認するとともに、本人又は家族等への報告を行うこと。

指針 11 サービス等

- ・ (3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあっては、各職員について、**それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。**

<参考>

- **指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）**
第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかななければならない。
- **指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）**
(21) 勤務体制の確保等
居宅基準第30条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。
① 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

指針 14 契約内容等

- (1) 契約締結に関する手続等
 - 一 契約に際して、**あらかじめ**、契約手続、利用料等の支払方法等の重要事項及びトラブルの発生が想定される事項を記した**文書を交付して十分説明を行い**、入居申込者の**同意を得る**こと。特定施設入居者生活介護事業者等の指定を受けた有料老人ホームにあっては、入居契約時に特定施設入居者生活介護の提供に関する契約書を締結すること。また、入居者及び家族等に説明した内容を施設内（入居説明会説明者・施設長・職員等）で情報共有を図ること。

指針 14 契約内容等

- (4) 重要事項の説明等
 - 四 有料老人ホームの設置時に法第29条第1項に規定する届出を行っていない場合や、**この指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨、その代替措置及び入居者への説明方法等を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。**

変更時に届出が必要な事項

- ・ 施設の名称、所在地（住居表示）
- ・ 設置法人の名称、所在地、代表者
- ・ 施設長の氏名、住所
- ・ 施設サービスの内容

- ・ 構造・設備、専用区画等
- ・ 入居定員及び居室数
- ・ 費用、前払金の保全措置・返還契約
- ・ 重要事項説明書、入居契約書、管理規程



変更のあった日から1ヵ月以内に届出が必要です

老人福祉法第29条第2項

前項の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

池田市・箕面市・豊能町・能勢町は、地方自治法第252条の17の2第1項に基づき、大阪府から当該事務に係る権限移譲を受けているため、大阪府知事ではなく、所在市町長に（広域福祉課宛て）届け出てください。

留意事項

- 事業譲渡等により設置者が変更となる場合は、変更届ではなく、「旧設置者からの廃止届」と「新設置者からの設置届」が必要です。
- 施設を移転させる場合は、立地条件・規模及び構造設備等について、事前協議の実施をお願いしています。



設置者変更や施設移転の可能性が生じた場合は、
早めにご連絡ください

有料老人ホーム情報の報告及び公表①

報告時期等

- 有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第11項の規定により、有料老人ホーム情報を所在地の行政庁に対して報告しなければならないとされています。
- 広域福祉課では、開設時のほか、**毎年7月1日現在の「重要事項説明書」及び「情報開示事項一覧表」の提出を求めています。**（このほか、変更内容によっては変更届出時にも提出をお願いすることがあります）
- なお、提出された「重要事項説明書」及び「情報開示事項一覧表」は、老人福祉法第29条第12項の規定に基づき箕面市ホームページで公表しています。

（箕面市ホームページ > 組織のご案内 > 健康福祉部 > 広域福祉課 > 有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等 > 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅一覧）



**提出時期が近付きましたらメールでご案内いたしますので、
ご協力をお願いいたします**

有料老人ホーム情報の報告及び公表②

「重要事項説明書」作成時の留意事項

- 5 職員体制
 - 「**職種別の職員数**」は、「**ホームの職員としてサービスを提供する職員数**」を入力してください。当該ホームで事業主体が別に介護保険サービス事業所を運営する場合で、介護保険サービス事業所とホームを兼務する職員がいる場合は、「兼務している職種名及び人数」にその旨を記載するようにしてください。
- 10 その他
 - 構造や設備について指針を満たしていない事項がある場合、「**有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項**」で「**あり**」を選択し、「**合致しない事項がある場合の内容**」「**不適合事項がある場合の入居者への説明**」を必ず入力してください。
 - 規模及び構造設備以外で指針を満たしていない事項がある場合、「**上記項目以外で合致しない事項**」で「**あり**」を選択し、「**合致しない事項の内容**」「**代替措置等の内容**」「**不適合事項がある場合の入居者への説明**」を必ず入力してください。
- 別添1
 - 事業主体が大阪府外で実施する他の介護サービスについては記載不要です。

事故の報告①

報告すべき事故の対象

- サービス提供中及びサービス提供に関連する入居者の事故

報告すべき事故の種類

- 死亡事故（事故死のほか、自殺を含むものとする）
- 負傷（骨折及び出血等により縫合した場合）
- 誤薬・誤嚥等により病院等を受診した場合
- 震災、風水害及び火災等によりサービス提供に影響する場合
- 食中毒、感染症及び結核については、保健所へ届け出たもののうち、緊急性・重大性が高い場合
- 職員（従業者）による法令違反等（高齢者虐待、財産侵害）のうち、利用者処遇に影響がある場合
- その他報告が必要と判断されるもの

事故の報告②

留意事項①

- **事業者側の過失の有無は問いません。**入居者の自己過失による負傷等であっても、報告すべき事故の種類に該当する場合は報告をお願いします。
- 報告様式は任意（事業者独自の様式でも可）ですが、報告者・入居者・事故等の概要・事故時の対応・事故後の対応・再発防止に向けての今後の対応等を記載してください。
- **詳細については箕面市ホームページに掲載している「有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について」を参照してください。**
(箕面市ホームページ > 組織のご案内 > 健康福祉部 > 広域福祉課 > 有料老人ホーム 設置届等各種届出の受理及び運営指導等)

事故の報告について



有料老人ホームで事故が発生した場合は、下記取扱いに沿って広域福祉課へ報告してください。（最終改定：令和3年4月1日）

- 有料老人ホームにおける事故発生時の報告等について [\(PDF : 104KB\)](#)

事故の報告③

留意事項②

- 事故の記録は5年間保存するよう努めてください。（指針10 有料老人ホーム事業の運営 (3)帳簿の整備）なお、事故の発生を防止する取組として、事故発生時だけでなくヒヤリハットも同様に記録・保存することが望ましいです。
- **別途、保険者への報告が必要な場合があります。** 報告が必要な事故の種類等については、当該入居者の保険者（各市町村の介護保険担当課）へ確認してください。
- **有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅での事故の場合は、事故の内容に応じて、大阪府にも報告が必要です。** 報告が必要な事故の種類等については、大阪府（サービス付き高齢者向け住宅担当課）へ確認してください。

新型コロナウイルス感染症に関して

ご協力をお願いいたします

- 施設の職員・入居者において新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、**広域福祉課へも報告をいただきますようお願いいたします。**（電話でもメールでも構いません）
- 報告いただいた情報は、大阪府からの依頼に基づき、大阪府の関係課へ共有します。広域福祉課では、衛生物資の支援や、大阪府が構築した施設職員の応援派遣に速やかにつながられるよう、大阪府と連携した対応を行って参ります。

受講確認として、
アンケートの回答提出をお願いいたします。

アンケートの様式は
箕面市ホームページに掲載しています。
(概要欄のURLからアクセスできます。)